

労働者派遣事業報告書作成時の留意事項(別添1)

- ・ 窓口又は郵送で提出する場合は、**第1面から第6面までを3部ずつ印刷し、管轄労働局に提出してください。**
その際、労働者派遣法第30条の4に規定する労使協定を締結している事業所については、当該**労使協定の写しを2部添付**することが必要です。(「添付様式」を参照)
- ・ あわせて、次シートの「添付様式」を入力し1部を事業報告書に添付いただきますよう、ご協力をお願いします。

労働者派遣法第30条の4第1項の協定(※)を締結していますか
どちらかを☑してください。

締結している

事業報告書に労使協定を添付してください

労使協定を締結している場合その協定書(写し)を添付。
協定書自体ではなく、就業規則、賃金規程等に定められている場合には、労使協定書本体に加えて、
労使協定で引用している就業規則、賃金規程等もあわせて事業報告書に添付。

締結していない

労働者派遣の実績がある場合には、「派遣先均等・均衡方式」によって派遣労働者の待遇を決定しているか、再確認をお願いします。

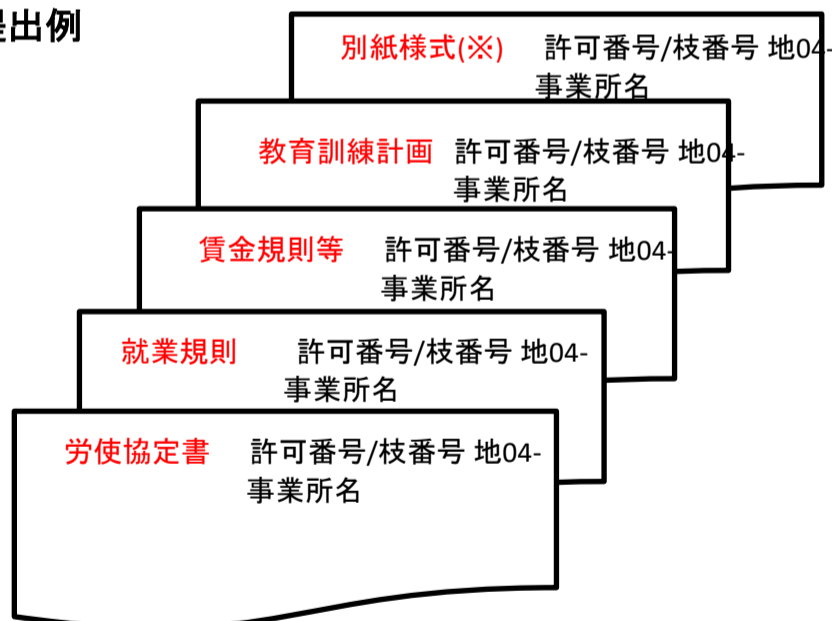
※労働者派遣法第30条の4第1項の協定

同一労働同一賃金の実現に向けた「不合理な待遇差をなくすための規定を整備するために締結する」労使協定のことです。

※労使協定書(写し)を添付する場合は、**1枚目の右上に許可番号、枝番、事業所名**の記載をしてください。

労使協定で引用している就業規則、賃金規程等もあわせて添付する場合もそれぞれ1枚目に許可番号、枝番の記載をしてください。

提出例



届出受理番号	地04-3XXXX
届出受理年月日	令和 5年 1月 1日

特定地域づくり協同組合労働者派遣事業報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

令和XX年XX月XX日

都道府県労働局長 殿

宮城労働派遣事業協同組合
提出者 理事長 宮城 太郎

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第18条第2項の規定において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)	みやぎろうどうはけんじぎょうきょうどうくみあい		
1 名称	宮城労働派遣事業協同組合		
2 住所	〒(984-XXXX) 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町XX-X 仙台第XX合同庁舎 2階 (022)2XX-XXXX		
(ふりがな)	みやぎ たろう		役名
3 代表者の氏名	宮城 太郎		理事長
(ふりがな)	みやぎろうどうはけんじぎょうきょうどうくみあい		
4 事務所の名称	宮城労働派遣事業協同組合		
5 事務所の住所	〒(984-XXXX) 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町XX-X 仙台第XX合同庁舎 2階 (022)2XX-XXXX		
6 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	R4.1.1	～	R4.12.31
7 民営職業紹介事業との兼業	1 有	2 無	届出受理番号
8 請負事業の実施	1 有	2 無	うち構内請負の実施
9 労働者派遣事業の売上高	40,000,000	10 請負事業の売上高	10,000,000
11 備考			

※労働局記入欄

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	
		うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
派遣労働者総計	6			6	

(2) 派遣先に関する事項

① 派遣先事業所数（実数）

4

② 労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
12						8	4			

(3) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

① 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

	教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 教育機関・ 4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
イ3	作業手順訓練	2	1	6	1
ロ5	腰痛防止教育	1	1	6	1
ハ6	整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	2	6	2
ニ7	危険予測訓練	1	2	6	2
ホ8	災害防止訓練	1	2	6	2

③ 主な派遣先事業主（取引額上位5社）

氏名又は名称	所在地
仙台工業所（株）	仙台市青葉区一番町1丁目1番1号
（株）宮城システム開発	仙台市泉区泉中央1番1号
長町工房（株）	仙台市太白区長町あすと長町1番1号
宮城野食堂	仙台市宮城野区榴ヶ岡4丁目1番1号

② その他の教育訓練（①及び（6）に係るものを除く）

	訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 訓練機関・ 4 その他	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし）・ 2 無償（実費負担あり）・ 3 有償	賃金支給の別 1 有給（無給部分なし）・ 2 有給（無給部分あり）・ 3 無給	1人当たりの平均実施時間
イ	入植時訓練	2 OFF-JT	1 事業主	1 無償（実費負担なし）	1 有給（無給部分なし）	3
ロ	IT基礎訓練	2 OFF-JT	1 事業主	1 無償（実費負担なし）	1 有給（無給部分なし）	5
ハ						

(4) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数（人）	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数（人）	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数（人）

（4）派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する事項

業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金

	派遣料金 （1日（8時間 当たり）の額）	派遣労働者の賃金 （1日（8時間 当たり）の額）	
		派遣労働者平均	協定対象 派遣労働者
全業務平均 01～99の合計額／記載業務の合計数	18,200	12,000	12,000
01 管理的公務員			
02 法人・団体役員			
03 法人・団体管理職員			
04 その他の管理的職業従事者			
05 研究者			
06 農林水産技術者			
07 製造技術者			
08			
09 建築・土木・測量技術者			
10 情報処理・通信技術者	24,000	12,000	12,000
11 その他の技術者			
12 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師			
13 保健師，助産師，看護師			
14 医療技術者			
15 その他の保健医療従事者			
16 社会福祉専門職業従事者			
17 法務従事者			
18 経営・金融・保険専門職業従事者			
19 教員			
20 宗教家			
21 著述家，記者，編集者			
22 美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者			
23 音楽家，舞台芸術家			
24 その他の専門的職業従事者			
25 一般事務従事者			
26 会計事務従事者			
27 生産関連事務従事者			
28 営業・販売事務従事者			
29 外勤事務従事者			
30 運輸・郵便事務従事者			
31 事務用機器操作員			
32 商品販売従事者			
33 販売類似職業従事者			
34 営業職業従事者			
35 家庭生活支援サービス職業従事者			
36 介護サービス職業従事者			
37 保健医療サービス職業従事者			

	派遣料金 （1日（8時間 当たり）の額）	派遣労働者の賃金 （1日（8時間 当たり）の額）	
		派遣労働者平均	協定対象 派遣労働者
38 生活衛生サービス職業従事者			
39 飲食物調理従事者			
40 接客・給仕職業従事者	13,600	12,000	12,000
41 居住施設・ビル等管理人			
42 その他のサービス職業従事者	15,200	12,000	12,000
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—
46 農業従事者			
47 林業従事者			
48 漁業従事者			
49 生産設備制御・監視従事者	20,000	12,000	12,000
50			
51 機械組立設備制御・監視従事者			
52 製品製造・加工処理従事者			
53			
54 機械組立従事者			
55 機械整備・修理従事者			
56 製品検査従事者			
57			
58 機械検査従事者			
59 生産関連・生産類似作業従事者			
60 鉄道運転従事者			
61 自動車運転従事者			
62 船舶・航空機運転従事者			
63 その他の輸送従事者			
64 定置・建設機械運転従事者			
65 建設躯体工事従事者	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）			
67 電気工事従事者			
68 土木作業従事者	—	—	—
69 採掘従事者			
70 運搬従事者			
71 清掃従事者			
72 包装従事者			
99 分類不能の職業			

（5）マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	○
その他（ ）	

地様式第5号(第4面)

(6) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	1	1		1	1	
キャリアコンサルタント				—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数	実施した者の人数
6	6	6

③ キャリアアップに資する教育訓練

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給
	(下段) 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)							
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 入職時訓練	1				18				1	1	1	1
	6				6				備考			
(ロ)									備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) IT基礎訓練	1				30				1	1	1	1
	6				6				備考			
(ロ)									備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ニ 階層別訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計(a)					48				1～3年目のaの合計(c)			48
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数(b)					6				1～3年目のbの合計(d)			6
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(a÷b)					8				1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)			8
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額(1人1時間当たり平均)										1500		

地様式第5号(第5面)

II 6月1日現在の状況報告

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
6	6	6		

② 業務別派遣労働者の実人数(①の内数)

	計			計	
		協定対象派遣労働者			協定対象派遣労働者
01 管理的公務員			38 生活衛生サービス職業従事者		
02 法人・団体役員			39 飲食物調理従事者		
03 法人・団体管理職員			40 接客・給仕職業従事者	1	1
04 その他の管理的職業従事者			41 居住施設・ビル等管理人		
05 研究者			42 その他のサービス職業従事者	1	1
06 農林水産技術者			43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—
07・08 製造技術者			46 農業従事者		
09 建築・土木・測量技術者			47 林業従事者		
10 情報処理・通信技術者	3	3	48 漁業従事者		
11 その他の技術者			49・50 生産設備制御・監視従事者	1	1
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師			51 機械組立設備制御・監視従事者		
13 保健師、助産師、看護師			52・53 製品製造・加工処理従事者		
14 医療技術者			54 機械組立従事者		
15 その他の保健医療従事者			55 機械整備・修理従事者		
16 社会福祉専門職業従事者			56・57 製品検査従事者		
17 法務従事者			58 機械検査従事者		
18 経営・金融・保険専門職業従事者			59 生産関連・生産類似作業従事者		
19 教員			60 鉄道運転従事者		
20 宗教家			61 自動車運転従事者		
21 著述家、記者、編集者			62 船舶・航空機運転従事者		
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者			63 その他の輸送従事者		
23 音楽家、舞台芸術家			64 定置・建設機械運転従事者		
24 その他の専門的職業従事者			65 建設躯体工事従事者		
25 一般事務従事者			66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)		
26 会計事務従事者			67 電気工事従事者		
27 生産関連事務従事者			68 土木作業従事者		
28 営業・販売事務従事者			69 採掘従事者		
29 外勤事務従事者			70 運搬従事者		
30 運輸・郵便事務従事者			71 清掃従事者		
31 事務用機器操作員			72 包装従事者		
32 商品販売従事者			99 分類不能の職業		
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					

地様式第 5 号 (第 6 面)

③ 特定製造業務従事者の実人数 (①の内数)

特定製造業務従事者 計	協定対象 派遣労働者

2 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

雇用保険	6
健康保険	6
厚生年金保険	6

地様式第5号(第7面)

記載要領

第1面

- 1 第1面上方の提出者欄には、事業協同組合の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 6欄には、年度報告の報告対象期間である、事業年度の開始の日(事業を事業年度の途中で開始した場合にあっては、当該事業の開始の日)及び当該事業年度の終了の日(事業を事業年度の途中で終了した場合にあっては、当該事業の終了の日)を記載すること。
- 3 8欄について、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準(昭和61年労働省告示第37号)により請負事業となる事業を実施している場合には、1を○で囲むこと。その際、製造業に分類される事業者であって、構内請負(発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと)を実施している場合には、「うち構内請負の実施」欄の1を○で囲むこと。
- 4 9欄及び10欄については、決算後の金額を記載すること。

I 年度報告

第2面

- 1 (1)欄の「派遣労働者数等雇用実績」には、報告対象期間の末日における派遣労働者の実人数等を記載すること。
- 2 (2)欄の①欄については、報告対象期間内に派遣先の事業所の実数を記載すること。報告対象期間内に労働者を派遣しなかった場合は「0」を記載すること。
- 3 (2)欄の②欄については、報告対象期間内に締結した労働者派遣契約(個別契約)に係る派遣期間について、総件数(延べ件数)及び内訳としての期間別の件数を記載すること。なお、1つの労働者派遣契約において複数の派遣期間がある場合は、それぞれの期間別に計上した件数を記載すること。(2)欄の①欄が「0」であった場合は、「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をすること。
- 4 (2)欄の③欄については、報告対象期間(第1面の6欄)内における主な派遣先の事業主のうち取引額上位5位までの事業主名を記載すること。(2)欄の①欄が「0」の場合及び②欄に「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をした場合には、(2)欄の③欄には記載の必要がないこと。
- 5 (3)欄中、選択肢として番号を提示している部分については、該当する番号を記載すること。
- 6 (3)欄については、①欄には「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」の報告対象期間内における実績を、②欄には一般教養としての訓練等の「その他の教育訓練」(安全衛生教育及び派遣労働者のキャリアアップ措置に関するもの以外の訓練)の報告対象期間内における実績を、それぞれ記載すること。
- 7 (3)欄の①欄及び②欄については、教育訓練コース単位で記載し、①欄には5コースまでを、②欄には3コースまでを記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載すること。
- 8 (3)欄の①欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第1項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち該当号数に応じた1～8までの数字を、労働安全衛生法第59条第2項の規定に該当する場合は9を、同条第3項の規定に該当する場合は10を、その訓練の主な内容に応じて最大2つまで記載すること。
- 9 (3)欄の①欄について、「教育の内容」については、「4S(整理・整頓・清掃・清潔)運動」、「KY(危険予知)活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。
- 10 (3)欄の①欄及び②欄について、「1人当たりの平均実施時間」には、報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した1人当たりの平均実施時間数を記載すること。
- 11 (3)欄の②欄について、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。
- 12 (3)欄の②欄について、「訓練費負担の別」において、「1 無償(実費負担なし)」とは、テキスト代等を含め訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償(実費負担あり)」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 13 (3)欄の②欄について、「貸金支給の別」において、「1 有給(無給部分なし)」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給(無給部分あり)」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。

第3面

- 14 (4)欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の1人1日当たりの賃金を記載すること。
- 15 (4)欄には、報告対象期間内における、最新の日本標準職業分類(中分類)に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者(日雇派遣労働者を除く。)の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。なお、「66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」(獣医師を除く。)等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ派遣することが認められていることに留意すること。
- 17 (4)欄の「派遣料金」については、1人1日当たりの派遣料金(消費税を含む。)を記載し、報告対象期間内において派遣先から得た派遣料金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに、8時間(1日)業務に従事したものとして算定すること(小数点以下は四捨五入)。「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。

- 18 （4）欄の「賃金」（労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与其他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。）については、1人1日当たりの賃金を記載し、報告対象期間（第1面の8欄）内において派遣労働者に支払った賃金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに8時間（1日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。なお、「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。
- 19 （5）欄の「マージン率等の情報提供の状況」については、該当する各欄に○印をすること（複数選択可）。

第4面

- 20 （6）キャリアアップ措置の実績については、報告対象期間内において労働者派遣法で求められるキャリアアップ措置の要件を満たしているものを記載すること。その上で、事業主が独自に実施したキャリアアップ措置についても追加的に記載してもよいこと。
- 21 （6）欄の①欄の「キャリアコンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者をいうこと。
- 22 （6）欄の①欄の「うち派遣元責任者との兼任状況」欄は、キャリアコンサルティングの窓口担当者の計の内数を記載すること。
- 23 （6）欄の①欄の「キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者」欄について、「職務経験あり」とは、過去において職務としてキャリアコンサルティングの経験がある者、職業能力開発推進者に就任したことがある者、人事部門で3年以上の経験を積んでいる者等をいうこと。また、「知見あり」とは、過去においてキャリアコンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者をいう。
- 24 （6）欄の②欄の「実施した者の人数」については、①欄の担当者が行うキャリアコンサルティングを受けた実人数を記載すること。
- 25 （6）欄の③欄イ～ホについては、訓練の種類別に訓練コース単位で記載すること。記載欄以上のコースがある場合、別紙に記載すること。
- 26 （6）欄の③欄の「訓練の内容等」欄には、「係長・課長就任研修」、「〇〇語研修」等訓練が特定できるよう具体的に記載すること。
- 27 （6）欄の③欄の「対象となる派遣労働者」欄の上段については、該当する「種別」の番号を最大2つまで記載すること。この際、登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。
「対象となる派遣労働者」欄の下段については、各年ごとの対象となる派遣労働者の実人数をそれぞれ記載すること。「対象となる派遣労働者」について、「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」は、受講済みとして扱い、「対象となる派遣労働者数」に算入しなくてもよいこと。
- 28 （6）欄の③欄の「（上段）実施時間の総計」については、各受講者に対する教育訓練実施時間の各年の1年間の合計（受講者数×教育訓練1コマの時間（複数回実施の場合は、その合計））を記載すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を1年目、2年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、1つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う訓練であっても、2年目以降は1年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、2つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。
おって、27の「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」を受講済みとした訓練については、当該者は実際には訓練を受講していないので、「（上段）実施時間の総計」に算入することはできないものであること。
「（下段）受講者の実人数」欄には、各年ごとの受講者の実人数を記載すること。各年に同一の訓練を複数回受講した者は、同年内に重複計上しないこと（例えば、1年目と2年目に同一の訓練を複数回受講した者は、それぞれの年数の欄に1人ずつ計上すること）。
- 29 （6）欄の③欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうこと。キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること。
- 30 （6）欄の③欄の「訓練費負担の別」において、「1 無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め教育訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 31 （6）欄の③欄の「賃金支給の別」において、「1 有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 32 （6）欄の③欄の「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間」については、「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計を「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数」で除して算出された数字を記載すること。また、合計する各年ごとの訓練実施時間は、「訓練の方法の別」が「1 計画的なOJT」又は「2 OFF-JT」、「訓練費負担の別」が「1 無償（実費負担なし）」、「賃金支給の別」が「1 有給（無給部分なし）」である等、法で定めるキャリアアップに関する要件を満たすもの（厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練）のみを合計したものであること。なお、フルタイム勤務の者であって1年以上の雇用見込みのあるものについては、1年で概ね8時間以上とすることとされていること。
- 33 （6）欄の③欄については、上記32を満たさないものであっても派遣労働者のキャリアアップに資すると事業主が実施した全ての訓練について記載すること。ただし、上記32を満たしていない場合、都道府県労働局による指導の対象となる可能性があることに留意すること。
- 34 （6）欄の③欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額（1人1時間当たり平均）」については、キャリアアップに資する教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載すること。

地様式第5号(第9面)

記載要領

II 6月1日現在の状況報告

第5面及び第6面まで

- 1 1欄の①欄の「派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在(6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。以下同じ。)において派遣していた派遣労働者の実人数を記載すること。
- 2 1欄の①欄から③欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。
- 3 1欄の②欄の「業務別派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在、最新の日本標準職業分類(中分類)に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。複数種類の業務に従事した派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつと多く従事した業務に従事したものとすること。なお、「66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」(獣医師を除く。)等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ限定して派遣が認められていることに留意すること。
- 4 1欄の③欄の「特定製造業務従事者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在において労働者派遣法附則第4項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者の実人数を記載すること。
- 5 2欄には、報告の対象となる6月1日現在において派遣していた派遣労働者について、それぞれの保険の種類ごとに、適用されている者の実数を記載すること。なお、6月1日現在において派遣していない者は除かれることに留意すること。
- 6 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。